

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を
改正する規則

第1条 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第3号中「2, 960円」を「3, 040円」に改める。

第12条第1項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

附則第4項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

附則第6項中「令和5年12月1日」を「令和6年12月1日」に、「（令和5年規則第80号）」を「（令和6年規則第93号）」に改める。

附則第7項中「令和5年12月1日」を「令和6年12月1日」に改める。

附則第8項中「令和5年4月1日」を「令和6年4月1日」に、「（令和5年規則第80号）」を「（令和6年規則第93号）」に改める。

第2条 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項後段を削る。

第12条第1項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

附則中第3項から第5項までを削り、第6項を第3項とし、第7項及び第8号を3項ずつ繰り上げ、第9項中「教育委員会非常勤報酬規則」を「堺市教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（令和2年教育委員会規則第16号）による改正前の堺市教育委員会特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（平成17年教育委員会規則第43号）」に改め、同項を第6項とし、第10項を第7項とし、第11項を削る。

附則別表を削る。

別表を次のとおり改める。

別表（第4条関係）

職員の区分	職務の区分
(1) 医療的ケア看護職員	第8号区分
(2) 各市立学校における衛生指導担当業務に従事する者	第12号区分
(3) みはら大地幼稚園における保育補助員の職にある者及び各市立幼稚園における預かり保育業務に従事する者	第14号区分
(4) 特別支援教育支援員	第15号区分
(5) 学校司書	第16号区分

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中第5条第3項第3号の改正規定 令和7年1月1日
 - (2) 第2条の規定 令和7年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後の堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第12条第1項及び附則第4項の規定は、令和6年12月1日から適用する。
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。